



新型コロナワクチン接種に関するお知らせ

現時点で新型コロナワクチン接種事業は5年3月31日までです。

11月7日時点の情報で作成しています。
この記事の内容について、詳しくは区のホームページ
またはワクチンコールでご確認ください。

年内の新型コロナワクチン接種をご検討ください

オミクロン株対応ワクチン【3～5回目接種】 対象：12歳以上

- 12月中旬から順次、接種会場が少なくなります。年末年始に予想される新型コロナウイルス感染症の流行に備えて、年内の接種をご検討ください。
- オミクロン株対応ワクチンは、BA.1対応型またはBA.4-5対応型のいずれかで、1人1回受けられます。

接種対象者	前回(2～4回目)接種から 3か月以上 ※経過した 12歳以上の方
接種場所	<ul style="list-style-type: none"> ●区の集団接種会場(ファイザー社BA.4-5対応型またはモデルナ社BA.1対応型ワクチン※) ※モデルナ社のワクチンは、12月13日(火)からBA.4-5対応型に切り替えます。 ●区内の医療機関(ファイザー社BA.4-5対応型ワクチン) ●国や都の大規模接種会場(会場や使用ワクチンは、国や都のホームページでご確認ください)

※接種券と同封しているご案内には接種間隔を5か月以上と記載していますが、現在は**3か月以上**経過後から接種を受けられるようになっています。
 ※ファイザー社ワクチンは12歳以上、モデルナ社ワクチンは18歳以上が対象です。

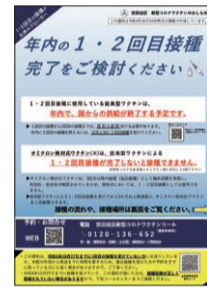
楽天グループによるオミクロン株対応ワクチン接種【3～5回目】 今回も実施します

対象者/18歳以上の区民
 ワクチン/モデルナ社BA.1対応型ワクチンを使用
 実施日/11月21～29日(23日(祝)・27日(日)を除く)
 実施会場/楽天グループ本社ビル(玉川1-14-1)
 予約方法/インターネット(下記二次元コード)またはワクチンコールへ

従来型ワクチン【初回(1・2回目)接種】(12月は接種強化期間です) 対象：12歳以上

- 12月中に、区の集団接種会場(2か所)で、1・2回目接種の体制を強化します。これに先立ち、1回目接種を受けていない方を対象に、接種券と同封した通知(右下参照)を11月25日からお届けします。1・2回目接種がお済みでない方は、年内の接種をご検討ください。
- 新型コロナワクチン接種事業が終了する5年3月31日までに、オミクロン株対応ワクチンの接種を希望する場合は、年内に1・2回目接種を完了する必要があります。

接種場所・実施日	保健医療福祉総合プラザ(うめとぴあ内)	12月1～7日(5日を除く)、22～28日(26日を除く)の午後2時～5時30分、14日の午前9時30分～正午、午後2時～5時30分
	旧二子玉川仮設庁舎A棟1階	12月1～7日(5日を除く)、22～28日(26日を除く)の午後2時～5時30分
	都の大規模接種会場(2会場)	毎日実施 ※都のホームページ(☎ https://www.tokyovacine-rsv.metro.tokyo.lg.jp/pages/1st2nd-shot_venue.html)から予約できます。



接種券も同封しています
 1回目の接種がお済みでない方にお届けします

今後の接種券送付スケジュール 対象：生後6か月～4歳

平成30年1月2日～令和4年7月1日に生まれた乳幼児(生後6か月～4歳)の接種券(初回(1～3回目)接種用)は、11月24日からお届けします。

※4年6月1日までに生まれた方で、11月24日より前に接種券を受け取りたい方は、区のホームページから接種券の発行申請ができます。
 ※11月5日以降に世田谷区へ転入した方は、接種券の申請が必要です。

予約・問合せ先

電話 世田谷区新型コロナワクチンコール(ワクチンコール)
☎0120-136-652 月～金曜午前8時30分～午後8時、土・日曜、祝日午前8時30分～午後5時30分
 ※聴覚に障害のある方を対象に、ファクシミリ(☎03-5687-2020)でも受付をしています。
 ※接種券の発送直後は、電話がつながりにくい場合があります。

インターネット
 最新の情報は、区のホームページをご覧ください。
 インターネットでの予約もこちらから▶



住民税非課税世帯等へ電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(5万円)を支給します

支給対象者

- ①4年度住民税非課税世帯
世帯全員の4年度分の住民税均等割が非課税である世帯(4年9月30日時点で世田谷区に住民登録をしている世帯に限る)
- ②家計急変世帯
前記①以外の世帯で、4年1月から12月までの家計が予期せず急変し、同一の世帯に属する者全員が、4年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯
 ※①②いずれも、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象となりません。扶養親族等とは、確定申告書や住民税申告書、年末調整(源泉徴収票)などに扶養親族として申告された方、16歳未満の扶養親族、青色事業専従者及び事業専従者のことを指します。
 ※①と②を重複して受給することや、複数回受給することはできません。
 ※①②いずれも、支給要件の詳細は区のホームページをご覧ください。

支給額

①②いずれも対象世帯1世帯につき5万円

手続き方法

- ①4年度住民税非課税世帯
①4年度住民税非課税世帯のうち4年度または3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(10万円)を受給した世帯(世帯構成や4年度課税状況に変更があった世帯、代理人を受給した場合等は除く)

11月8日に該当の世帯主の方へお知らせのハガキを発送しました。11月30日頃に、4年度または3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金と同じ口座へ振り込みます。原則として手続きは不要です。

②①に該当しない4年度住民税非課税世帯

11月17日頃に、該当すると思われる世帯主の方へ、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書兼申請書」をお送りします。必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。

返送(申請)期限/5年1月31日(消印有効)

※4年1月2日以降に転入した方がいる等の一部世帯には、12月上旬の送付を予定しています。
 ※4年度住民税非課税世帯に該当する世帯であっても、申告内容の変更により非課税世帯となった場合など、ご自身での申請が必要な場合があります。詳しくは、区のホームページをご覧ください。

②家計急変世帯

区では対象者を把握することができないため、以下の方法で申請書等入手し申請していただく必要があります。

- 区のホームページ(後記二次元コード)からダウンロード(郵便料金は自己負担)
 - 総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンターで入手
 - 世田谷区緊急支援給付金専用ダイヤル(☎03-6636-7642)へ請求(郵送でお送りします)
- 申請期限/5年1月31日(消印有効)



☎世田谷区緊急支援給付金専用ダイヤル ☎03-6636-7642(午前8時30分～午後6時 ※土・日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)